

提出日(西暦)	2013 年 11月 13日
---------	----------------

品質管理システム概要書（ 2013年 10月 31日現在）

監査事務所名 如 水 監 査 法 人
代表者名 廣 島 武 文

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第220「監査業務における品質管理」に基づき、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めた「監査の品質管理規程」を整備し、運用しております。品質管理の最終責任は、法人代表が負うことを定めております。

（不正リスクへの対応）

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

当監査法人は、当監査法人及び監査実施者が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」の中に職業倫理に関する項目を定め、当該規程に従って業務を運営しております。

当監査法人は、当監査法人及び監査実施者が独立性を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」の中に独立性に関する項目を定め、当該規程に従って業務を運営しております。当監査法人及び監査実施者が独立性を維持しているか否か、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により毎年定期的かつ必要に応じ適宜利害関係のないことを確認しております。

業務執行社員のローテーションに関しては、すべての監査業務について5年以内のローテーション・ルールを採用しております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、監査契約の新規契約締結の可否を検討する場合及び既存の監査契約の更新の可否を検討する場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、「監査の品質管理規程」の中に監査契約の新規の締結及び更新に関する項目を定め、当該規程に従って業務を運営しております。

（不正リスクへの対応）

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、当

該手続が適切に行われていることを確かめなければならないこととしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、「監査の品質管理規程」の中に監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する項目を定め、当該規程に従って業務を運営しております。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。また、監査チームに期待される適切な適正及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあります。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」の中に監査業務の実施に関する方針及び手続に関する項目を定め、当該規程に従って業務を運営しております。業務執行社員及び監査補助者は職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施するとともに、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定め、遵守しております。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負うこととしております。また、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査調書を査閲する責任を負っております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」の中で、次のように定めております。

- ① 判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること。
- ② 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、監査事務所内外において、十分な人材等を確保すること。

③ 専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処すること。

④ 専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化すること。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査チームが当該手続を適切に実施する責任を負うこととしております。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならないこととしております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならないこととしております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人はすべての監査意見について審査の担当者による審査を義務付けております。発行する監査報告書の信頼性を確保し、監査計画並びに監査意見形成のために、監査業務に係る審査の方針及び手続を「審査規程」に定め、当該規程に従って業務を運営しております。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれることとしております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査において検討され評価される事項には、例えば、以下の事項が含まれます。

① 修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容

② 監査上の判断、特に重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性に関して行った判断

③ リスク対応手続の種類、時期及び範囲

④ 入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか

⑤専門的な見解の問合せの要否及びその結論

⑥不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任することとしております。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施します。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当法人の定める方針及び手続に従って審査担当者が選任されていることを確かめなければならないこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」の中で、次のように定めております。

- ① 専門的問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- ② 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」の中に監査調書に関する項目を定め、当該規程に従って日常的監視及び定期的検証を実施しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」の中に品質管理のシステムの監視に関する項目を定め、当該規程に従って日常的監視及び定期的な検証を実施しております。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当

法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

- ①監査契約の新規の締結及び更新
- ②不正に関する教育・訓練
- ③業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、識別した不備の評価、伝達及び是正に関して、「監査の品質管理規程」の中に識別した不備の評価、伝達及び是正に関する項目を定め、当該規程に従って日常的監視及び定期的検証を実施しております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」の中に不服と疑義の申立てに関する項目を定め、当該規程に従って日常的監視及び定期的な検証を実施しております。

（不正リスクへの対応）

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

- ①不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。
- ②当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- ③監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、監査基準委員会報告書第900号「監査人の交代」に準拠して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、「監査の品質管理規程」の中に監査業務の引継の方針及び手続に関する項目を定め、当該規程に従って引継を実施致します。

（不正リスクへの対応）

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならないこととしております。

監査責任者は、前項に従って監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければならないこととしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」の中に共同監査に関する方針及び手続に関する項目を定め、当該規程に従って監査を実施致します。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。